

私たちの 企業年金基金

Corporate Pension Handbook



CONTENTS

- | | | | | | |
|---------------|----------|----------------------------|---------------|--------------------|----------------------------------|
| Part 1 | 1 | 企業年金のあらまし | 10 | 総合DBのモデル給付額 | |
| | 1 | 企業年金基金とは？ | 11 | 企業年金のポータビリティ | |
| | 2 | 加入者と加入者期間／
年金給付のあらまし | 12 | 年金にかかる税金／一時金にかかる税金 | |
| | 3 | 給付原資・年金額計算のしくみ | Part 3 | 13 | 大阪薬業確定拠出年金
(総合DC)のご案内 |
| Part 2 | 5 | 企業年金の給付 | Part 4 | 14 | 国の年金 |
| | 5 | 給付の種類／
うけられる給付を調べてみましょう | | 14 | 老齢年金をうけるための要件 |
| | 7 | 年金・一時金の計算方法 | | | |

企業年金のあらまし

企業年金基金とは？

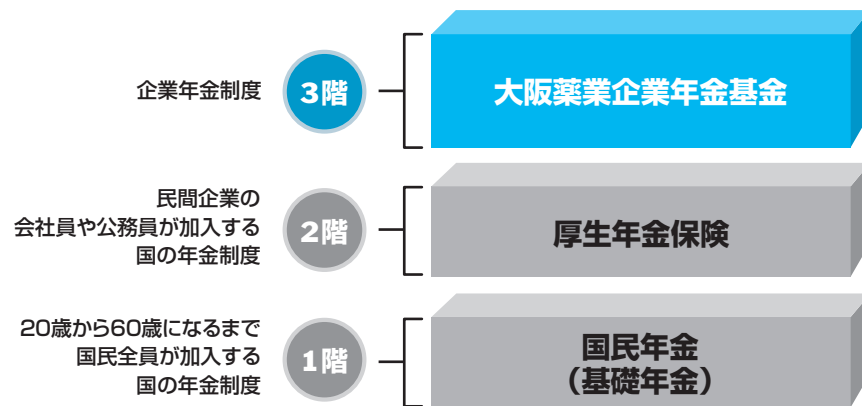
大阪薬業企業年金基金は、
老後の生活に“安心”をプラスする私たちの企業年金です。

私たちは現在、3つの年金制度に加入しています。加入する制度は3階建てになっています。1階部分は国民全員が20歳から60歳になるまで加入する「国民年金（基礎年金）」、2階部分は会社員や公務員などが加入する「厚生年金保険」、3階部分は企業や団体が運営する「企業年金」です。

私たちが加入する大阪薬業企業年金基金は、より充実したセカンドライフをめざすことを目的に同業の会社が集まって設立された企業年金です。

3階建ての年金制度に加入することで将来の生活を支えていきます。

■ 私たちが加入する年金制度



コラム

大阪薬業企業年金基金の掛金は全額会社が負担します

企業年金基金の掛金は会社が全額負担しており、社員の負担は一切ありません。
国の年金制度の保険料（厚生年金保険料、国民年金（基礎年金）保険料も含む）は、会社と社員が半分ずつ負担しています。

大阪薬業企業年金基金では、全事業所共通の第1年金（DB I）と、
上乗せ部分として任意加入の第2年金（DB II）または総合 DC があります。

大阪薬業企業年金基金からうける年金には、当基金に加入する全事業所共通の第1年金（DB I）と、その上乗せ給付にあたる第2年金（DB II）があります。第2年金は、DB IIに加入を希望された事業所の加入者がうけられます。

このほかにも、上乗せ給付として加入者が運用を行う総合 DC（確定拠出年金）があります。総合 DC への加入は事業所ごとの選択となります。

第2年金
（上乗せDB II）

総合DC
（確定拠出年金）

第1年金
（共通DB I）

大阪薬業企業年金基金

■ 掛金率（掛金額は全額事業主負担）

	第1標準掛金	第2標準掛金	特別掛金	事務費掛金	合計
DB I + II	0.9%	0.6%	1.3%	0.18%	2.98%
DB I	0.9%	—	1.3%	0.18%	2.38%

確定給付企業年金(DB)：給付水準が確定している年金制度です。運用実績等により掛金額が変動することがあります。

確定拠出企業年金(DC)：会社が拠出する掛金額が確定している年金制度です。加入者自身が運用の選択を行い、運用実績により給付額が変動します。

加入者と加入者期間

基金に加入する人は、
65歳未満で厚生年金に加入している人です。



■ 加入者

会社に入社した日に加入者の資格を取得します。
そして、退職した日の翌日や65歳の誕生日の前日が
加入者資格の喪失日となります。

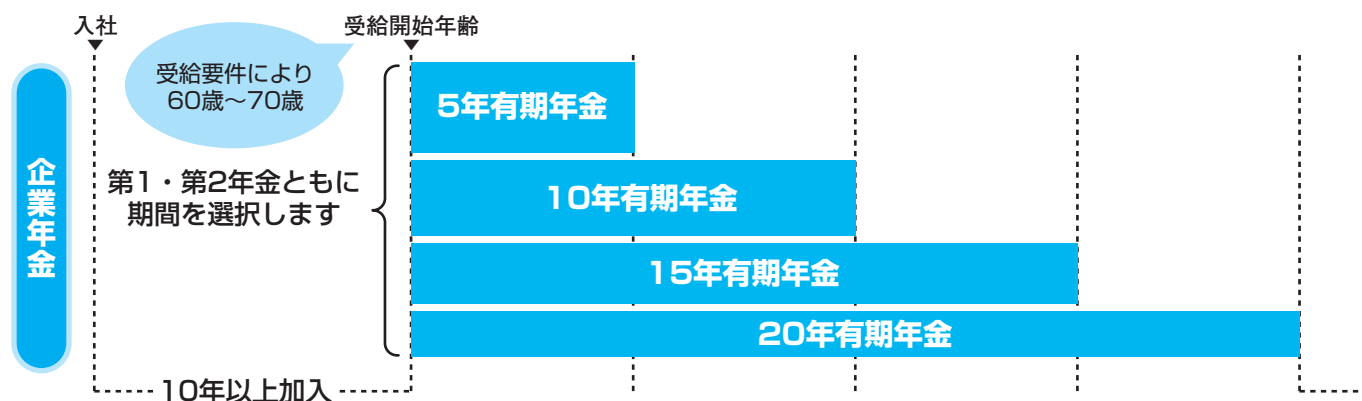


■ 加入者期間

基金に加入している期間を「加入者期間」といい、資
格を取得した月から資格を喪失した月の前月までを、月
単位で数えます。

年金給付のあらまし

■ 将来うける年金のイメージ



給付の種類	給付内容
老齢給付金	<p>受給要件（5頁参照）を満たした場合にうけられる給付です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第1年金、第2年金ともに、受給期間は、5年・10年・15年・20年のいずれかを選択する有期（確定）年金です。 ● 老齢給付金を一時金としてうけることもできます。うけとり割合は100%または50%のいずれかを選択できます。 ● 年金受給開始後5年を経過してから残りを一時金でうけとることもできます。また、うけとり割合は100%または50%のいずれかを選択できます。
脱退一時金	<p>①加入者期間1ヵ月以上10年未満で加入者資格を喪失したとき ②加入者期間10年以上の方が50歳未満で加入者資格を喪失したとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 上記②に該当する方は、脱退一時金を60歳まで繰り下げて老齢給付金（年金・一時金）としてうけとることもできます。
遺族給付金	<ul style="list-style-type: none"> ● 加入者期間が1ヵ月以上ある方が死亡したときや老齢給付金をうけている方が死亡したとき、または脱退一時金および老齢給付金の繰下げ期間中に死亡したときにご遺族に一時金としてお支払いいたします。

給付原資・年金額計算のしくみ

基金では「キャッシュ・バランス・プラン」を採用し、加入者ごとに年金・一時金の原資（給付原資）を積み立てます。

キャッシュ・バランス・プランとは、積立預金のように、掛金と利息を加入者ごとに積み立てるしくみです。退職時まで積み立てた掛金と利息の元利合計額が給付原資となります。これを基にして年金をうけとります。

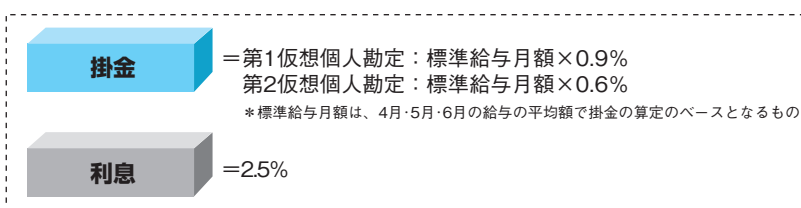
積立時の利息を計算する利率は2.5%となっています。

加入者期間

基金の加入者になると、一人ひとりに仮想個人勘定（給付原資を管理するための名目上の個人口座）が設けられます。この仮想個人勘定に、全額事業主が負担する掛金と利息を積み立てます（下図参照）。仮想個人勘定には第1と第2*があります。退職時まで積み立てたものが給付原資（仮想個人勘定残高）です。

※加入を希望した事業所のみとなります。

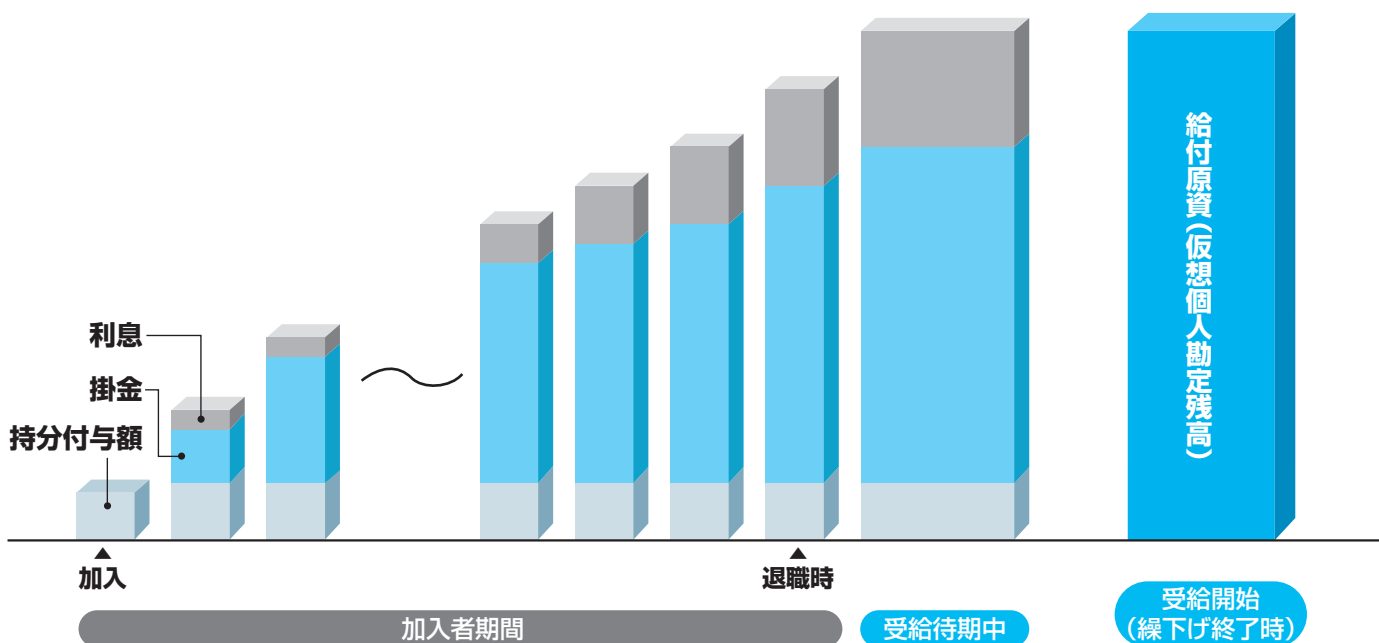
仮想個人勘定積み立てのイメージ



チェック！

仮想個人勘定残高をお知らせします

加入者の皆さん一人ひとりに、毎年4月ごろ、前年度末の仮想個人勘定残高をお知らせします。



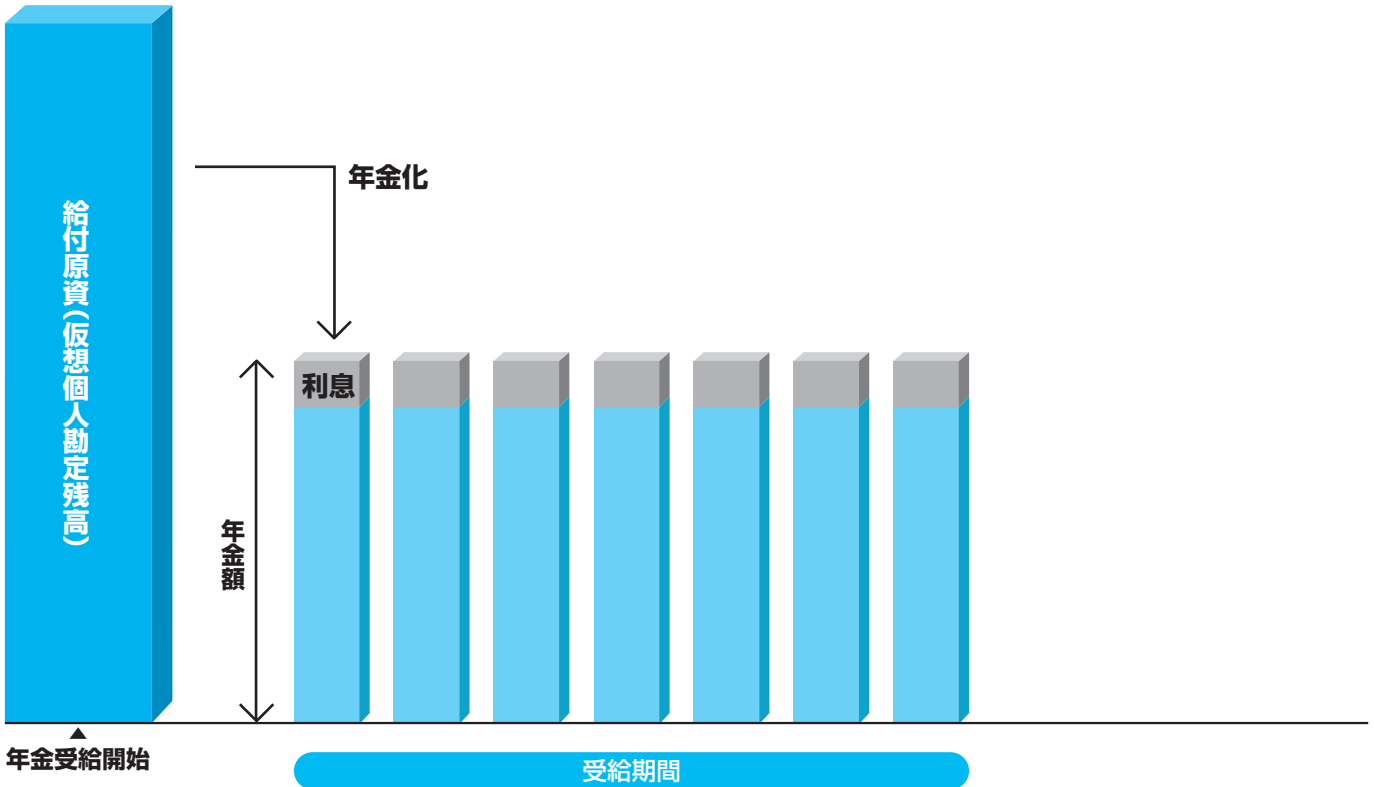
* 老齢給付金の繰下げ期間中は年2.5%の付利を行います。

* 加入者期間10年未満の脱退一時金の繰下げ期間中は年2.5%の付利は行いません。

年金受給中

年金額は、年金受給開始時点の給付原資（仮想個人勘定残高）をベースとし、年利 2.5% で計算された年金額が支払われます。

■年金額受給のイメージ



チェック!

年金額の計算方法と一時金でうける場合の割合

第 1 年金、第 2 年金の計算方法（年額）

選択する受給期間	計算方法
5 年確定年金	第 1 (第 2) 仮想個人勘定残高 ÷ 4.6940
10 年確定年金	第 1 (第 2) 仮想個人勘定残高 ÷ 8.8428
15 年確定年金	第 1 (第 2) 仮想個人勘定残高 ÷ 12.5097
20 年確定年金	第 1 (第 2) 仮想個人勘定残高 ÷ 15.7508

一時金の選択割合

第 1 年金、第 2 年金ともに一時金でうけとることができます。一時金の請求は、老齢給付金の請求時あるいは老齢給付金を年金としてうけ始めて 5 年経過*した時点です。その際、一時金でうけとる割合を 100% か 50% か選択します。年金と一時金の選択方法をまとめると右表のとおりとなります。全額一時金でうけとった場合、年金でうける部分はありません。

*災害や心身に重大な障害をうけた場合など特別な事情によっては 5 年経過前に請求することもできます。

年金	一時金
100%	0%
50%	50%
0%	100%

*一時金を 50% 選択した後、2 回目を選択する場合は、全額一時金でうけとることになります。

企業年金の給付

給付の種類

基金の給付は、
老齢給付金、脱退一時金、遺族給付金の3種類です。

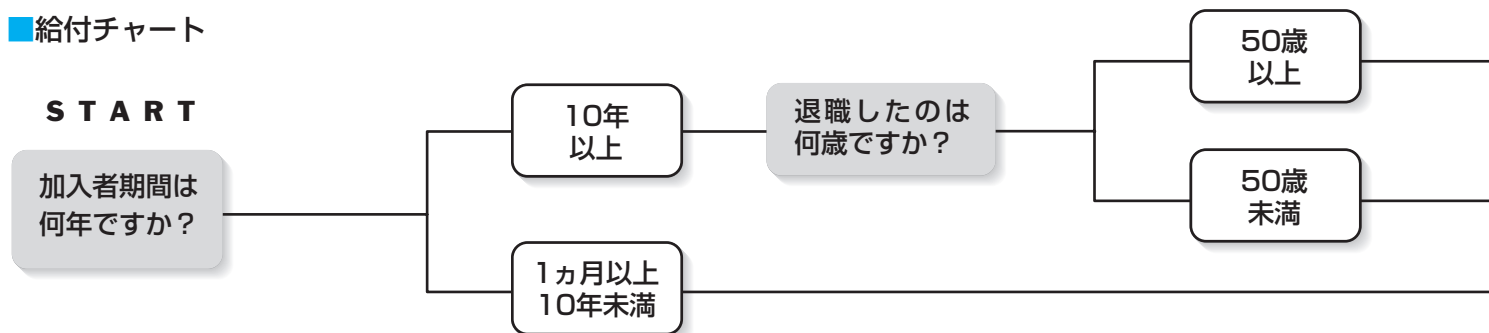
給付の種類と内容

給付の種類	受給要件
老齢給付金	<ul style="list-style-type: none"> ●加入者期間10年以上の加入者が65歳に到達したとき。 ●加入者期間10年以上の加入者が50歳未満で退職した後、60歳になったとき。 ●加入者期間10年以上の加入者が50歳に達した日以後に退職したとき。 (最長70歳まで繰下げが可能です)
脱退一時金	<ul style="list-style-type: none"> ●加入者期間が1ヵ月以上10年未満の加入者が退職したとき。 ●加入者期間10年以上の加入者が50歳未満で退職したとき。
遺族給付金 (一時金)	<ul style="list-style-type: none"> ●加入者期間1ヵ月以上の加入者が亡くなったとき。 ●脱退一時金の受給を繰下げている間に亡くなったとき。 ●老齢給付金の受給を繰下げている間に亡くなったとき。 ●年金受給者が亡くなったとき。

うけられる給付を調べてみましょう

加入者期間や退職時の年齢によって、
基金からうけられる給付が異なります。

給付チャート



別表 受給期間からすでに年金をうけた期間を除いた期間（残余保証期間）に応じた率

残余保証期間	率	残余保証期間	率	残余保証期間	率
20年	15.7508	13年	11.0970	6年	5.5652
19年	15.1342	12年	10.3641	5年	4.6940
18年	14.5022	11年	9.6128	4年	3.8010
17年	13.8543	10年	8.8428	3年	2.8856
16年	13.1903	9年	8.0535	2年	1.9474
15年	12.5097	8年	7.2445	1年	0.9857
14年	11.8121	7年	6.4152	0年	0.0000

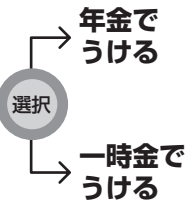
* 残余保証期間に1年未満の端数が生じたときの率は次式による。
 A 年 B 月の率 = A 年の率 + $\{(A+1)$ 年の率 - A 年の率 $\} \times B \div 12$
 (小数点以下第5位四捨五入)

1 加入者期間 10 年以上・50 歳以上で退職

加入者期間 10 年以上の加入者が 65 歳になったとき

50歳以上で資格喪失したときまたは資格喪失後60歳になったとき
加入者で65歳になったとき

老齢給付金



有期年金 (5年・10年・15年・20年より選択)

7頁の老齢給付金

一時金

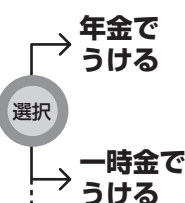
7頁の一時金でうけるとる①

受給開始5年経過以降に一時金化が可能

8頁の一時金でうけるとる②

2 加入者期間 10 年以上・50 歳未満で退職

老齢給付金



退職 ← 60歳

有期年金 (5年・10年・15年・20年より選択)

7頁の老齢給付金

一時金

8頁の脱退一時金①

受給待期

待期中に一時金化

一時金

8頁の脱退一時金①

一時金

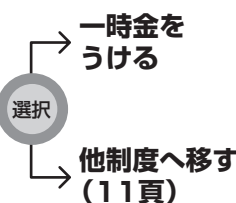
7頁の一時金でうけるとる①

受給開始5年経過以降に一時金化が可能

8頁の一時金でうけるとる②

3 加入者期間 1 ヶ月以上 10 年未満で退職

脱退一時金



退職

一時金

9頁の脱退一時金②

>>> 他制度へ移す(11頁)

ポータビリティ (年金通算) 制度
脱退一時金を他の企業年金などへ持ち運び、将来の年金給付につなげることができます。

年金の支払期月

年金の請求をすると、年金がうけられる事由の発生した月の翌月分から、権利がなくなった月までの分が支給されます。

国の年金は年6回(偶数月)に分けて前の2ヵ月分が支払われますが、基金の年金は、年金額によって下表のように支払われます。また、基金でも、国でも遡及支払いの場合などには、支払期月以外でも支払われることになっています。

年金額	27万円以上	15万円以上 27万円未満	6万円以上 15万円未満	6万円未満
支払期月	2月、4月、6月、8月、10月、12月	2月、6月、10月	6月、12月	8月

年金・一時金の計算方法

老齢給付金

給付の内容

加入者期間 10 年以上の加入者が 65 歳になったとき
加入者期間 10 年以上・50 歳未満で退職後、60 歳からうける年金
加入者期間 10 年以上・50 歳以上で退職したときにうける年金

年金額の計算式

●第 1 年金額

退職（60 歳）時の第 1 仮想個人勘定残高 ÷ 選択した受給期間に応じた率（4 頁参照）

●第 2 年金額

退職（60 歳）時の第 2 仮想個人勘定残高 ÷ 選択した受給期間に応じた率（4 頁参照）

*年金の一部を一時金で選択した（下記の一時金としてうけとる①参照）場合の年金額は、上式に年金割合を乗じて計算します。

請求手続

退職したとき、または在職中に 65 歳になったとき

基金から請求についてのご案内をご自宅にお送りしますので、内容についてご不明な点がございましたら、給付課までお問い合わせください。

老齢給付金を繰下げてうけとられる場合は、繰下げ期間中は年 2.5% 付利されますが繰下げ申出書の届出が必要となります。

一時金として うけとる①

給付の内容

年金の請求手続をするときに、年金に代えてうける一時金

選択割合

年金と一時金を組み合わせてうけることができます。
組み合わせのパターンは右表のとおりです。

一時金選択割合	年金割合
100%	0%
50%	50%
0%	100%

一時金額の計算式

●第 1 年金部分

退職（60 歳）時の第 1 仮想個人勘定残高 × 一時金選択割合

*繰下げ期間中は年 2.5% 付利されます。

●第 2 年金部分

退職（60 歳）時の第 2 仮想個人勘定残高 × 一時金選択割合

請求手続

●基金から請求についてのご案内をご自宅にお送りしますが、一時金の請求は老齢給付金の裁定時にさせていただくことになっています。

老齢給付金の受給要件が発生したときに、受給年齢を繰下げてうけとられる場合は、繰下げ申出書のご提出が必要となります。

●老齢給付金の受給要件が発生するときとは

- ・加入者期間 10 年以上の方が 65 歳に到達したとき
- ・加入者期間 10 年以上の方が 50 歳未満で加入者の資格を喪失した後、60 歳に達したとき
- ・加入者期間 10 年以上の方が 50 歳以上で加入者の資格を喪失したとき

一時金として うけとる②

給付の
内容

年金受給中に、年金に代えてうける一時金

選択時期

年金の受給開始後5年を経過してから、残りの保証期間分を一時金でうけとることができます。一時金は100%と50%の割合を選択できます。ただし、受給開始から5年以内でも、災害による著しい損害や、心身に重大な傷害をうけるなど特別な事情が生じた場合には、一時金化が可能です。

一時金額の計算式

●第1年金部分

受給中の第1年金額

×

残余保証期間*に応じ別表(5頁参照)に定める率

*選択した受給期間からすでに年金を受給した年数を差し引いた期間

●第2年金部分

受給中の第2年金額

×

残余保証期間*に応じ別表(5頁参照)に定める率

*選択した受給期間からすでに年金を受給した年数を差し引いた期間

請求手続

一時金をうけたいときに基金にお問い合わせください。後日、基金から請求用紙をお送りいたします。

脱退一時金①

給付の
内容

加入10年以上・50歳未満で退職(加入者資格を喪失)したときにうける一時金
(老齢給付金の受給要件を満たす前に退職したときにうける一時金)

退職したときにうける一時金割合

脱退一時金は、退職したときにうけとる一時金ですが、全額もしくは一部を繰下げることができます。繰下げる脱退一時金の割合は右表のように選択できます。繰下げた脱退一時金のうけとり方は、次の①～③から選べます。

① 65歳(60歳に達する前に喪失したときは60歳)になったときにうけとる。

② 繰下げ期間中に全額もしくは50%をうけとる。

③ 60歳から年金としてうけとる。(7頁の老齢給付金)

脱退時の一時金割合	繰下げる一時金割合
100%	0%
50%	50%
0%	100%

一時金額の計算式

●第1年金部分

退職時の第1仮想個人勘定残高

×

一時金選択割合

*繰下げ期間中は年2.5%付利されます。

●第2年金部分

退職時の第2仮想個人勘定残高

×

一時金選択割合

請求手続

基金から脱退一時金のご案内をご自宅にお送りしますが、繰下げをされる場合は「繰下げ申出書」のご提出が必要となります。

ポータビリティ制度について

平成30年5月1日より加入者期間10年以上の方の脱退一時金もポータビリティ制度が活用できることになりました。(詳細は11頁をご覧ください)

脱退一時金②

給付の内容

加入 1 ヶ月以上 10 年未満で退職した人が、退職（加入者資格を喪失）したときにうける一時金

一時金額の計算式

●第 1 年金部分

退職時の第 1 仮想個人勘定残高

*繰下げ期間中または未請求期間中は年 2.5%の付利はされません。

●第 2 年金部分

退職時の第 2 仮想個人勘定残高

請求手続

- 基金から一時金請求のご案内をご自宅にお送りいたします。
- 加入者期間 10 年未満の方が 65 歳到達により資格を喪失されたときは、退職されるかまたは 70 歳に達するまでのいずれか早いときまで、一時金のうけとりを繰下げることができます。繰下げの割合は 50%か 100%かを選ぶことができます。退職された時にうけとられた一時金は退職所得として扱われます。いずれの場合も「繰下げ申出書」のご提出が必要となります。

ポータビリティ（年金通算）制度が活用できます

脱退一時金を退職時にうけとらずに、退職後の状況に応じて転職先等の年金制度を選択し、脱退一時金をそのまま移すことによって将来の年金給付につなげることができます（詳細は 11 頁をご覧ください）。

遺族給付金

給付の内容

加入者が亡くなったとき／受給待期者（脱退一時金の受給繰下げ者・老齢給付金の受給繰下げ者）が亡くなったとき／年金受給者が亡くなったとき

ご遺族の範囲と順位

- ①配偶者
- ②子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹であって、給付対象者の死亡の当時給付対象者と生計を同じくしていた者
- ③子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹であって、②に該当しない者
- ④①～③に掲げる者のほか、給付対象者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族

一時金額の計算式

〔加入者のご遺族〕

死亡時の第 1 仮想個人勘定残高

+

死亡時の第 2 仮想個人勘定残高

〔受給待期者（脱退一時金の受給繰下げ者・老齢給付金の受給繰下げ者）のご遺族〕

死亡時の第 1 仮想個人勘定残高

+

死亡時の第 2 仮想個人勘定残高

〔年金受給者のご遺族〕

●第 1 年金部分

死亡時の第 1 年金額

×

残余保証期間*に応じ別表（5 頁参照）に定める一時金支給率

*選択した受給期間からすでに年金を受給した年数を差し引いた期間

●第 2 年金部分

死亡時の第 2 年金額

×

残余保証期間*に応じ別表（5 頁参照）に定める一時金支給率

*選択した受給期間からすでに年金を受給した年数を差し引いた期間

請求手続

ご遺族の方は、必ず基金にご連絡をお願いいたします。請求書や必要書類などについてご説明いたします。

総合DBのモデル給付額

【前提】 60歳時平均給与月額：360千円（加入40年モデル）

■大阪薬業厚生年金基金から継続して加入されている方

（大阪薬業企業年金基金に移行時 40歳で厚生年金基金の加入期間が20年ある方）

（単位：円）

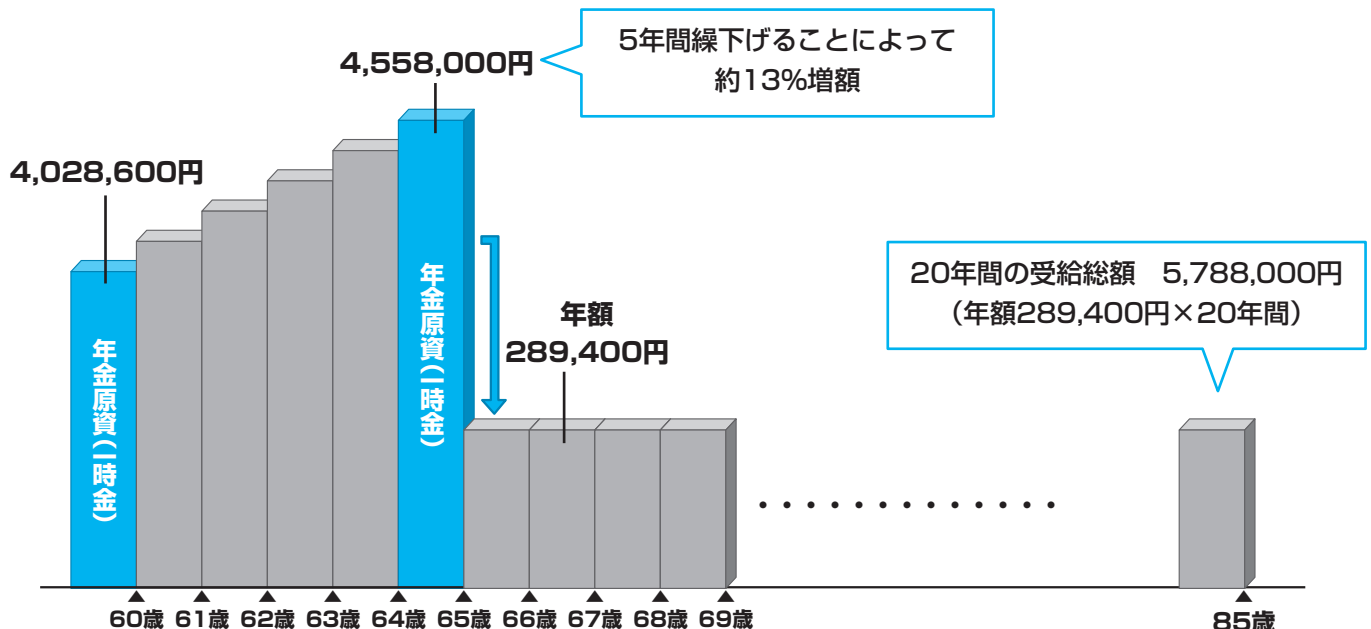
資格喪失時 年 齢	加入期間		一時金として うけとる	年金としてうけとる（年額）			
				5年	10年	15年	20年
40歳	20年	第1年金	1,226,300	428,100	227,300	160,700	127,700
		第2年金	—	—	—	—	—
		合 計	1,226,300	428,100	227,300	160,700	127,700
50歳	30年	第1年金	2,055,400	560,500	297,600	210,300	167,100
		第2年金	323,700	88,300	46,900	33,200	26,400
		合 計	2,379,100	648,800	344,500	243,500	193,500
60歳	40年	第1年金	3,221,000	686,200	364,300	257,500	204,600
		第2年金	807,600	172,100	91,400	64,600	51,300
		合 計	4,028,600	858,300	455,700	322,100	255,900

■大阪薬業企業年金基金設立後に新規加入された方

（単位：円）

資格喪失時 年 齢	加入期間		一時金として うけとる	年金としてうけとる（年額）			
				5年	10年	15年	20年
29歳	9年	第1年金	241,800	—	—	—	—
		第2年金	161,200	—	—	—	—
		合 計	403,000	—	—	—	—
30歳	10年	第1年金	277,000	123,800	65,700	46,500	36,900
		第2年金	184,600	82,500	43,800	31,000	24,600
		合 計	461,600	206,300	109,500	77,500	61,500
40歳	20年	第1年金	735,800	256,900	136,400	96,400	76,600
		第2年金	490,500	171,200	90,900	64,300	51,100
		合 計	1,226,300	428,100	227,300	160,700	127,700
50歳	30年	第1年金	1,427,500	389,300	206,700	146,100	116,100
		第2年金	951,600	259,500	137,800	97,400	77,400
		合 計	2,379,100	648,800	344,500	243,500	193,500
60歳	40年	第1年金	2,417,200	515,000	273,400	193,300	153,500
		第2年金	1,611,400	343,300	182,300	128,800	102,400
		合 計	4,028,600	858,300	455,700	322,100	255,900

■ 60歳からの老齢給付金を5年繰下げて、65歳から受給を開始する場合



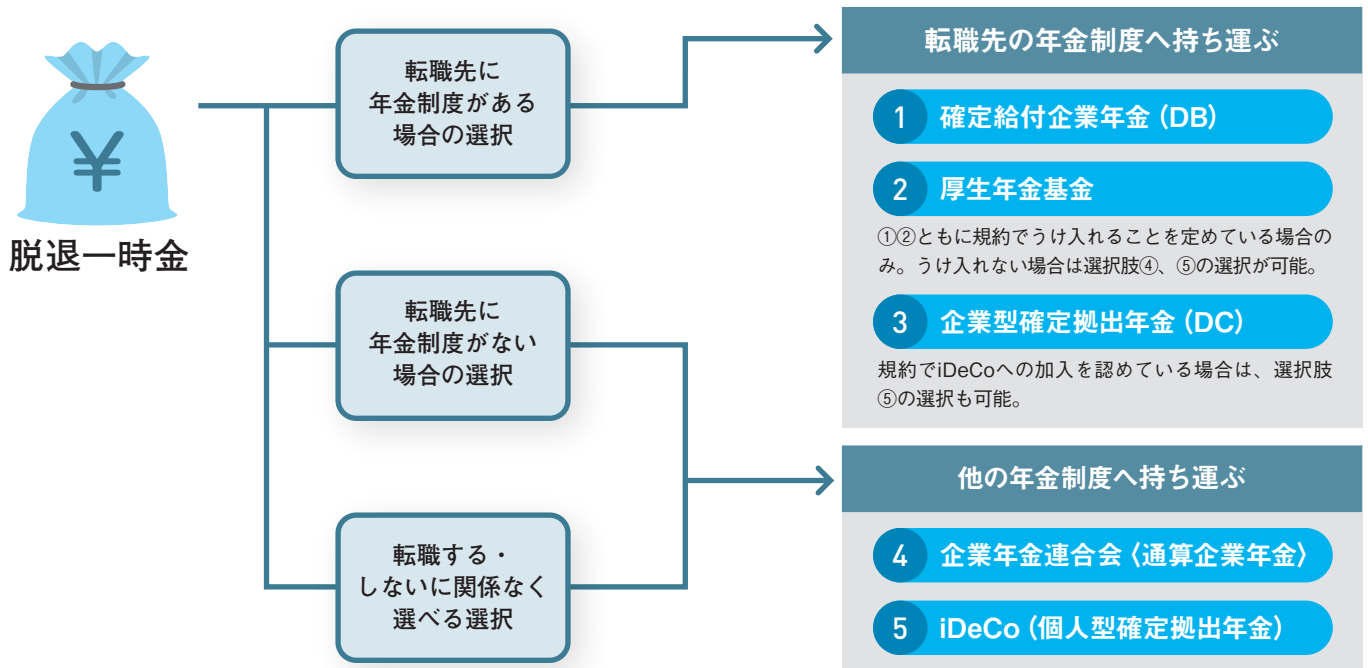
企業年金のポータビリティ

脱退一時金を転職先などの年金制度へ持ち運び、将来の年金給付につなげることができます。

脱退一時金を転職先などの他の年金制度へ移して加入記録を通算し、将来の年金給付につなげることができます。この制度を「ポータビリティ」といいます。

ポータビリティが可能な年金制度は、転職先の企業年金制度、企業年金連合会の通算企業年金、個人型確定拠出年金です。脱退一時金を退職したときに一時金としてうけとるか、それともポータビリティを希望するか、退職後おそくとも1年以内には基金に申し出る必要があります。手続の方法は、退職時にご案内します。

ポータビリティの選択肢



各年金制度の特徴

年金制度	特徴
厚生年金基金 確定給付企業年金	<ul style="list-style-type: none"> ●加入期間や退職年齢などに応じて、年金額があらかじめ決められている制度です。 ●制度の内容や受給要件は基金ごとに異なりますので、転職先の基金にお問い合わせください。
企業型確定拠出年金	<ul style="list-style-type: none"> ●自己責任において積立金の運用を行い、その結果で年金額が決まる制度です。 ●制度の内容や受給要件は企業ごとに異なりますので、転職先の企業にお問い合わせください。
通算企業年金 (企業年金連合会) ホームページアドレス http://www.pfa.or.jp/	<ul style="list-style-type: none"> ●年金額は年利0.50%~1.50% (脱退一時金を移したときの年齢による) を前提として計算されます。 ●原則65歳から支給される保証期間付終身年金です。 ●脱退一時金を移したときに事務手数料 (上限34,100円) が差し引かれます。
iDeCo (個人型確定拠出年金) (国民年金基金連合会) ホームページアドレス http://www.ideco-koushiki.jp/	<ul style="list-style-type: none"> ●自己責任において積立金の運用を行い、その結果で年金額が決まる制度です。 ●脱退一時金を移したときに事務手数料 (2,777円) が差し引かれます。

年金にかかる税金

●源泉徴収

基金の年金は税法上、雑所得に分類され、年金が支払われるつど支払額の7.6575%（7.5%×1.021）*の所得税が源泉徴収されます。

※復興特別所得税（所得税額の2.1%相当額）をあわせた税額が2013年1月1日から2037年12月31日まで源泉徴収されます。

■年金額から源泉徴収される所得税額

基金から支給する年金額 × 7.5% × 1.021（復興特別所得税分）

●確定申告

源泉徴収額は、1年間の収入総額が確定しない段階の概算見込額により計算されています。このため、国と基金など2ヵ所以上から年金をうけている人や年金以外に収入がある人は、確定申告により、確定後の所得税額と源泉徴収額のズレを精算することができます。

■確定申告

申告期間	原則 毎年2月16日～3月15日 (還付申告の場合は申告期間に関係なく、申告書の提出が可能です。)
申告先	住所地の税務署
必要書類	確定申告書、源泉徴収票など

一時金にかかる税金

●老齢給付金を全額一時金でうけとる（一時金が「退職所得」に分類される）場合

退職の実績があり一時金をうけるときに基金から受給中の年金がない場合、一時金は「退職所得」に分類され、他の所得とは区別して所得税が源泉徴収されます（源泉分離課税）。

退職所得は、勤続年数に応じて計算した退職所得控除額*であれば課税されません。

※会社からの退職金と、基金からの一時金を合計した金額から、退職所得控除額を差し引きます。

■一時金額から源泉徴収される所得税額

〔退職所得（一時金額 - 退職所得控除額） × $\frac{1}{2}$ 〕 × 税率 - 控除額 × 1.021（復興特別所得税分）

■退職所得控除額の算出方法

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円 × 勤続年数 (80万円に満たない場合は80万円)
20年超	80万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

■退職所得にかかる所得税の算出方法

退職所得	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円超 330万円以下	10%	97,500円
330万円超 695万円以下	20%	427,500円
695万円超 900万円以下	23%	636,000円
900万円超 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円超 4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円

●年金受給者が半分を一時金でうけとる（一時金が「一時所得」に分類される）場合

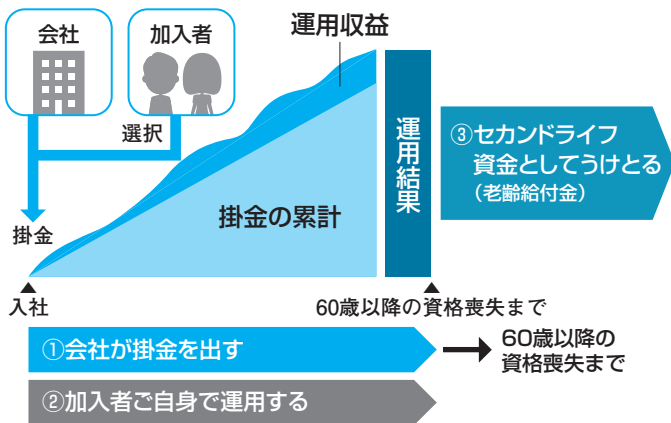
一時金をうけるときに基金から受給中の年金がある場合、一時金は「一時所得」に分類されます。一時所得からの源泉徴収はありませんが、他の一時所得との合算額が50万円（特別控除額）を超える場合は所得税がかかるため、確定申告が必要です。

*遺族一時金は所得税がかかりませんが、相続財産として申告するものに含まれます（みなし相続財産に区分されます）。

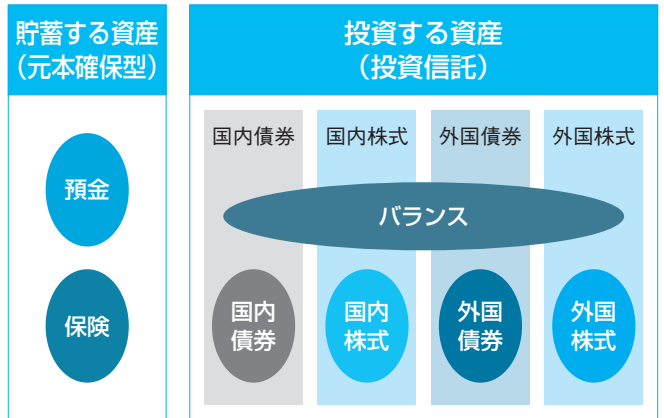
大阪薬業確定拠出年金 (総合DC)のご案内

将来の公的年金の縮小に伴う加入者様の老後資産形成を支援するため、総合型確定給付企業年金とあわせて、総合型確定拠出年金(総合DC)をご用意いたしました。

DCの全体像



DC制度の運用イメージ



- ①掛金は全額事業主様が負担する確定拠出型の年金制度です(加入者の掛金負担はありません)
- ②事業主が掛金を毎月積み立て、加入者がそれぞれのニーズに応じた運用商品を選択します
- ③原則、資格喪失以降60～70歳の任意の時期に、一時金もしくは年金で受給できます
- ④選択した運用商品の運用実績に基づき、将来の給付額が変動します
(払い込んだ掛金に対する給付額の保証はありません)

チェック!

個人別管理資産のお知らせ

毎年10月頃、9月末基準での積立金額や運用商品の取引履歴を案内する残高レポートが届きます。

大阪薬業DCの制度内容

項目	内容	
加入者	60歳未満 (加入者の範囲は事業所ごとに決定)	
資格喪失	退職時(もしくは65歳到達)	
掛金設定	加入者1人あたり月額2,000円(定額制) 事業所毎に上積み可能	
年金	支給期間	5年・10年・15年・20年
	受取回数	年1回(12月)、年2回(6・12月)、 年4回(3・6・9・12月)、年6回(偶数月)
一時金選択	25%刻みで年金との併給も可能	
手数料	加入者:事業主の全額負担(月額400円) 受給者:受給者本人負担(月額450円) 給付費:受給者本人負担(1回400円)	

モデル給付額

運用実績(年率)	1.50%	2.50%	3.50%
①掛金額累計 (40年間)	96万円 (2,000円×12ヵ月×40年)		
②運用収益	約35万円	約68万円	約110万円
(①+②) 将来の給付原資	約131万円	約164万円	約206万円

上記モデル給付の前提

- ①掛金2,000円(月額)
- ②加入期間40年(60歳退職)

※運用実績および給付額は保証されたものではありません。加入者それぞれが選択した運用商品の運用実績に基づき、将来の給付額は変動します。

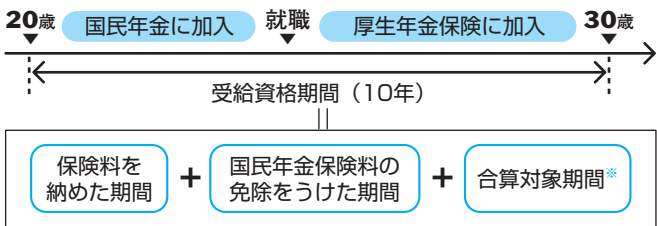
国の年金

老齢年金をうけるための要件

●受給要件

国の老齢年金をうけるためには、老齢基礎年金の受給資格期間（10年）を満たす必要があります。

■受給資格期間の数え方（例）



※ 合算対象期間は、①平成3年3月以前に20歳以上の学生が国民年金に任意加入しなかった期間、②国民年金保険料の学生納付特例制度などを利用し、保険料を後払いしなかった期間、③厚生年金保険に加入した20歳前と60歳以後の期間、などです。

●受給開始年齢

厚生年金保険の加入期間が1ヵ月以上ある人は、65歳から老齢基礎年金と老齢厚生年金をうけます。

ただし、昭和36年（女性は昭和41年）4月1日以前生まれの人は、厚生年金保険の加入期間が1年以上あれば、60歳台前半から老齢厚生年金をうけることができます。60歳台前半の老齢厚生年金は、報酬比例部分と定額部分の2つに分かれていて、下図のように性別と生年月日により受給開始年齢が異なります。

なお、年金をうけはじめてからも働く場合は、給与と年金月額に応じて年金の全部または一部が減額調整される場合があります（在職老齢年金制度）。

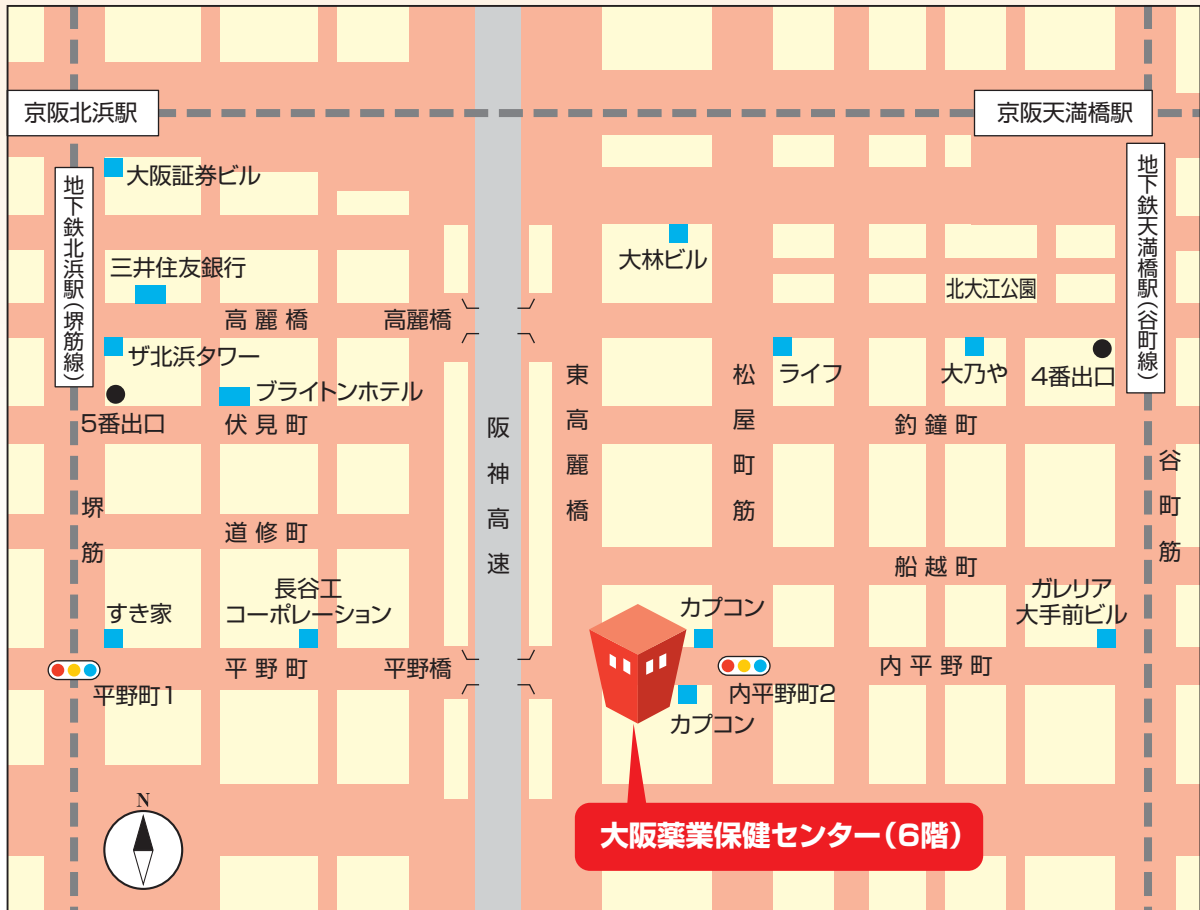
■昭和36年（女性は昭和41年）4月1日以前生まれの人

	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
①	男 16.4.1以前	報酬比例部分				老齢厚生年金
	女 21.4.1以前	定額部分				老齢基礎年金
②	男 16.4.2～18.4.1	報酬比例部分				老齢厚生年金
	女 21.4.2～23.4.1	定額部分				老齢基礎年金
③	男 18.4.2～20.4.1	報酬比例部分				老齢厚生年金
	女 23.4.2～25.4.1	定額部分				老齢基礎年金
④	男 20.4.2～22.4.1	報酬比例部分				老齢厚生年金
	女 25.4.2～27.4.1	定額部分				老齢基礎年金
⑤	男 22.4.2～24.4.1	報酬比例部分				老齢厚生年金
	女 27.4.2～29.4.1	定額部分				老齢基礎年金
⑥	男 24.4.2～28.4.1	報酬比例部分				老齢厚生年金
	女 29.4.2～33.4.1	報酬比例部分				老齢基礎年金
⑦	男 28.4.2～30.4.1	報酬比例部分				老齢厚生年金
	女 33.4.2～35.4.1	報酬比例部分				老齢基礎年金
⑧	男 30.4.2～32.4.1	報酬比例部分				老齢厚生年金
	女 35.4.2～37.4.1	報酬比例部分				老齢基礎年金
⑨	男 32.4.2～34.4.1	報酬比例部分				老齢厚生年金
	女 37.4.2～39.4.1	報酬比例部分				老齢基礎年金
⑩	男 34.4.2～36.4.1	報酬比例部分				老齢厚生年金
	女 39.4.2～41.4.1	報酬比例部分				老齢基礎年金
厚生年金保険の加入期間が1年未満の人	上記①～⑩の人全員					老齢厚生年金 老齢基礎年金

■昭和36年（女性は昭和41年）4月2日以後生まれの人

生年月日（昭和）	65歳
男 36.4.2以後	老齢厚生年金
女 41.4.2以後	老齢基礎年金

* 受給開始年齢前でも、受給開始を前倒し（繰上げ受給）することができます（年金額は繰上げた月数に応じて一定の率で減額）。また、65歳からの老齢基礎年金や老齢厚生年金は、受給開始を遅らせる（繰下げ受給）ことができます（年金額は繰下げた月数に応じて一定の率で増額）。



大阪薬業企業年金基金

〒540-0037 大阪市中央区内平野町3丁目2番5号

TEL. 06-6945-1021 FAX. 06-6947-0514

<http://www.daiyaku-nenkin-kikin.jp>